

【申請に必要な書類等】

<p>1 一般旅券発給申請書 1通</p> <p>※記入方法は右側の記入例をご覧ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・署名等は原則として本人自筆です。 ・20歳以上の方は10年旅券と5年旅券のいずれかを選択できます。 ・20歳未満の方は5年旅券のみの申請となります。 ・申請書は各旅券窓口のほか、市町村役場にありませう。 				
<p>2 戸籍抄本または謄本 1通</p> <p>発行日から6ヶ月以内のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期間内に切り替える場合で氏名・本籍地の都道府県名に変更がない場合は省略できます。 ・未成年者、一時帰国者、へボン式でない表記を希望される方等省略できない場合があります。 ・同一戸籍内の複数の方が同時に申請される場合は、戸籍謄本1通とすることができます。 				
<p>3 写 真 1枚</p> <p>6ヶ月以内に撮影されたもの</p>  <p>(単位mm)</p> <p>45</p> <p>4 ± 2</p> <p>34 ± 2</p> <p>17 ± 2</p> <p>35</p> <p>(原寸大)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裏面に氏名を記入し、切らずに、また申請書に貼らずにお持ちください。(旅券に転写されます。) ・ふちなして左図の規格を満たし容易に人物特定ができるもの。 (顔の大きさは、頭頂(髪を含む)からあごまでで、頭上の余白にも注意してください。) ・申請者本人のみが撮影されたもの。カラー・白黒どちらでも可。 ・正面向き、無帽、無背景のもので、影がないもの。 《次の写真は受付できません。》 ・左図の規格に合わないもの、証明写真としてふさわしくないもの。 ・不鮮明、変色、傷のついているもの。影があるもの。 ・目元がはっきり確認できないもの。(眼鏡のレンズが反射しているもの、濃い色のレンズのもの、髪が目にかかっているもの、カラーコンタクト装着のもの等。) ・巾の広いヘアバンドや装飾品(髪飾り、イヤリング、ピアス、ネックレス等)、マスクなどで顔の器官が隠れるような大きなもの。 ・髪、ハイネックセーター、スカーフ、襟が大きな服等で顔や首が確認しにくいもの。 ・人物及び着衣が背景と同一色で区別のつきにくいもの。 ・表情が平常と著しく異なるもの。(泣いたり、笑ったりなど。) <p>※できるだけ専門の写真店でパスポート用と指定してください。</p>				
<p>4 本人確認のための書類</p> <p>有効な原本(コピーは不可)</p> <p>本人確認書類は、氏名、生年月日、性別、ふりがな、住所、本籍等が申請書の記載内容と一致しているものに限りませう。 (2つ提示する場合の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A + A 健康保険証 + 年金手帳(証書) 健康保険証 + 印鑑登録証明書とその実印 ● A + B 健康保険証 + 失効した旅券 <p>代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの本人確認書類が必要でせう。</p> <p>※書類がそろわない場合や外国人との婚姻等の場合は、旅券窓口へお問い合わせください。</p>	<p>① 1つの提示でよいもの</p> <p>○日本国旅券(有効なもの又は失効後6ヶ月以内のもの) ○運転免許証 ○船員手帳 ○海技免状 ○宅地建物取引主任者証 ○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ○写真付き住基カード ○写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) ○官公庁(独立行政法人・特殊法人・官公庁の共済組合を含む)の職員証明書で写真の貼ってあるものなど。</p> <p>② 2つ必要なもの(Aから2つまたはAとBから1つずつ。B + Bは不可。)</p> <table border="1" data-bbox="608 1350 1497 1675"> <tr> <td data-bbox="608 1350 655 1496">A</td> <td data-bbox="655 1350 1497 1496"> <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○共済組合員証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○国民年金手帳(証書) ○厚生年金手帳(証書) ○共済年金証書・恩給証書 ○印鑑登録証明書と実印(印鑑登録カードでは不可) ○介護保険被保険者証等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1496 655 1675">B</td> <td data-bbox="655 1496 1497 1675"> <ul style="list-style-type: none"> ○写真貼付の身分証明書(学生証・社員証明書) ○写真貼付の公的機関発行の資格証明書(写真貼付のものには、氏名・生年月日が記載され、さらに写真に割り印またはラミネート加工がなされたものに限りませう) ○在学証明書(氏名・生年月日が記載されたもの) ○失効した旅券(失効後6ヶ月を経過したもの) ○乳幼児医療受給資格者証 ○母子手帳(就学前) </td> </tr> </table>	A	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○共済組合員証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○国民年金手帳(証書) ○厚生年金手帳(証書) ○共済年金証書・恩給証書 ○印鑑登録証明書と実印(印鑑登録カードでは不可) ○介護保険被保険者証等 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○写真貼付の身分証明書(学生証・社員証明書) ○写真貼付の公的機関発行の資格証明書(写真貼付のものには、氏名・生年月日が記載され、さらに写真に割り印またはラミネート加工がなされたものに限りませう) ○在学証明書(氏名・生年月日が記載されたもの) ○失効した旅券(失効後6ヶ月を経過したもの) ○乳幼児医療受給資格者証 ○母子手帳(就学前)
A	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○共済組合員証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○国民年金手帳(証書) ○厚生年金手帳(証書) ○共済年金証書・恩給証書 ○印鑑登録証明書と実印(印鑑登録カードでは不可) ○介護保険被保険者証等 				
B	<ul style="list-style-type: none"> ○写真貼付の身分証明書(学生証・社員証明書) ○写真貼付の公的機関発行の資格証明書(写真貼付のものには、氏名・生年月日が記載され、さらに写真に割り印またはラミネート加工がなされたものに限りませう) ○在学証明書(氏名・生年月日が記載されたもの) ○失効した旅券(失効後6ヶ月を経過したもの) ○乳幼児医療受給資格者証 ○母子手帳(就学前) 				
<p>5 前回取得した旅券</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な旅券をお持ちの方は、有効旅券を提出しないと申請できません。 ・前回取得された旅券が失効していても、その旅券をお持ちください。 				
<p>6 住 民 票 1通</p> <p>発行日から6ヶ月以内のもの</p> <p>熊本県内の市町村に住民登録されており、住基ネットの利用(無料)による住所確認を希望される方は、住民票は原則不要でせう。</p> <p>この場合、本人の住基カードも不要でせう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更直後などで住基ネットの利用ができない場合、熊本県外に住民票があつて居所申請の対象となる場合、住基ネットの利用を希望されない場合は、住民票が必要でせう。 ・家族で同時に申請される場合で、住民票が同一の場合は、世帯全員の住民票1通とすることができます。 <p>※市町村役場で申請される場合で、同市町村内に住民登録のある方は、原則不要でせう。</p>				

(注) 次の場合には**印鑑**が必要となります。

本人確認書類の一つに印鑑登録証明書を使用した場合。(その際は**登録印**)